

## 鶴岡市広告入り健診申込書等送付用封筒の寄附に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、健診申込書等送付用封筒の寄附に関して、鶴岡市広告掲載要綱（平成23年鶴岡市告示第13号の以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「健診申込書等送付用封筒」とは、市が発行した健康診査受診意向調査に係る健診申込書等関係資料を市民へ送付するために使用する封筒であって、民間企業等の広告が印刷されたものをいう。

### (健診申込書等送付用封筒の規格等)

第3条 健診申込書等送付用封筒の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 規格・内容は、長3号窓あき封筒（アドヘア グラシン窓 のり付き）とする。
- (2) 用紙は、再生色上質紙、中厚口、ピンク色とする。
- (3) 広告のスペースは、健診申込書等送付用封筒の裏面の最大80%程度とする。
- (4) 「料金後納郵便」及び「郵便区内特別」の表示や、市長が指示する説明書き等を表示する。

### (使用期間)

第4条 健診申込書等送付用封筒の使用期間は、健康診査受診意向調査の対象世帯へ、健診申込書等を送付する当該年度の11月～12月とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

### (使用場所)

第5条 健診申込書等送付用封筒の使用場所は、健康福祉部健康課及び地域庁舎地域づくり推進課とする。

### (寄附希望者の募集)

第6条 健診申込書等送付用封筒を寄附しようとする者は、健診申込書等送付用封筒寄附申込書（別記様式）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体にあつては、その団体の概要が分かるもの
- (2) 個人にあつては、本人であることが分かるもの

### (寄附者の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあつたときは、要綱第3条の規定する基準に基づき公正に判断し、健診申込書等送付用封筒の寄附者（以下単に「寄附者」という。）を決定するものとする。

2 2者以上の申込みがあつた場合は、次の順位により決定するものとし、それでも順位が決定できない場合は抽選により寄附者を決定するものとする。

- (1) 第1順位 国又は地方公共団体が出資している法人又は団体

- (2) 第2順位 公共的団体（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 第3順位 市内に事務所又は事業所を有する民間企業等
- (4) 第4順位 前3号に掲げる以外のもの

3 市長は、寄附者を決定したときは、その使用期間内に当該寄附者以外の者からの健診申込書等送付用封筒の寄附を受けないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（寄附者の責務）

第8条 寄附者は、健診申込書等送付用封筒に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の募集を行うものとする。

2 寄附者は、広告主の募集に当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

3 寄附者は、健診申込書等送付用封筒に掲載する広告の内容、色、形状等の仕様及び広告主の選定について、事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に製作しなければならない。

4 寄附者は、封筒の数量並びに納品時期及び場所について、市長の指示に従わなければならない。

5 寄附者は、健診申込書等送付用封筒の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

（寄附者決定の取消し）

第9条 市長は、寄附者が前条の規定に違反したとき又は健診申込書等送付用封筒が不適當であると認めるときは、寄附者の決定を取り消すことができる。

（提供の中止）

第10条 寄附者は、自己の都合により健診申込書等送付用封筒の提供期間の終了前に提供を中止しようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により健診申込書等送付用封筒の提供を中止した場合における既納の健診申込書等送付用封筒は、返還しない。ただし、中止の理由について市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、健診申込書等送付用封筒の作成及び寄附に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月16日から施行する。